

2021年10月29日

ウルグアイ政府の新たな措置（外国人の入国許可）

●10月27日、ウルグアイ政府は入国制限措置に関する政令を発出し、条件を満たす外国人の入国を許可する旨発表しました。

<入国許可対象者>

- ①ウルグアイ到着前の9ヵ月以内に自国で承認されている新型コロナワクチン接種を完了し、免疫獲得のための待機期間を経た外国人。
- ②ウルグアイ到着前90日以内に、新型コロナウイルスに感染した外国人。
- ③18歳以下の外国人。

<入国必要書類>

- ・PCR検査陰性証明書

※出国前72時間以内に出発国又は経由国の検査機関で実施したもの。

- ・ワクチン接種証明書（①該当者のみ）

※自国の衛生当局より発給された接種が完了しており必要な免疫獲得のための待機期間が経過していることが確認できること。

- ・PCR検査又は抗原検査の陽性証明書（②該当者のみ）

※入国前90日から20日以内実施されたもの。

- ・入国前48時間以内にウルグアイ厚生省ホームページより所定フォーマットへ記入

※該当ページはウルグアイ厚生省ホームページに後日掲載予定。

（ウルグアイ厚生省 HP : <https://www.gub.uy/ministerio-salud-publica/home> ）

<入国後の措置>

・出国前72時間以内に出発国又は経由国の検査機関が承認したPCR検査での陰性証明書を提示することにより、入国後の隔離は免除される。

・入国後、ウルグアイ入国に必要な出発国又は経由国で実施したPCR検査受検日から7日目に再度検査を実施し陰性証明を得る必要がある。

- ・6歳以下の者に対しては、PCR検査の陰性証明提示が免除される。

